

公害調剤報酬のご請求について（薬局の皆さまへ）

1 公害医療手帳

被認定者については、緑地に黒文字の公害医療手帳（※）を交付しています。被認定者が医療機関で受診する際には、この手帳を窓口で提示することとなっています。

調剤薬局においては、処方せん受付の度に、公害医療手帳により被認定者の氏名、認定疾病の名称、認定有効期間等を確認してください。

※本市認定患者の方へは、記号番号「名公〇〇－〇〇〇〇」が記載された緑色の公害医療手帳を交付しています。

2 窓口での医療費の取扱い

先述のように、公害関連の投薬に係る医療費については、その全額を本制度で負担することになっていますので、窓口で患者から一部負担金を徴収する必要はありません。

ただし、公害以外の投薬を国保や社保に請求される場合（下記「(4) 他制度との調整」参照）は、国保や社保における患者一部負担金は患者本人の負担となります。

3 処方せんの取り扱い

病院及び診療所から発行された処方せんにより、調剤をお願いします。

病院及び診療所に対しては、他疾病関連の薬剤と区別するため、公害関連の薬剤については「**公害**」と表示（公害以外の投薬が混在するときは、公害分にアンダーラインを引く、もしくは他疾病分を末梢）するよう周知しております。

なお、調剤薬局から公害医療の適応として認められない薬剤の請求があった場合には、処方せんを発行した医療機関から査定・減額することとなります。

4 他制度（健康保険法、国民健康保険法等）との調整

被認定者の認定疾病等に係る調剤報酬の全額は公健法の規定により名古屋市が負担しますが、認定疾病以外の調剤報酬は健康保険法等他の制度を利用していただきますので、区別して請求をお願いします。

詳しくは、公害健康被害の補償等に関する法律の療養の給付と健康保険等の療養の給付等を同時に受けている場合の取扱いについて（疑義回答）（資料1）を参考にしてください。⇒4 頁及び 5 頁参照

5 請求について

名古屋市への調剤報酬の請求は、公害専用の「公害調剤報酬請求書（薬局用）」（以下「請求書」という）と「公害調剤報酬明細書」（以下「レセプト」という）を使用させていただきます。右図のように、**認定番号順に並べた**レセプトの上に請求書を添え、左上をホチキスで留めたくうえで提出してください（高額順ではありません）。

請求書とレセプトは、調剤した月の**翌月10日まで（必着）**に、名古屋市環境局公害保健課（郵送可）へ提出してください。

期限を過ぎて到着した場合は翌月分として取り扱います。

郵送先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局

公害保健課保健企画係（給付担当）

散逸しないよう、左上をホチキスで留めてください

公害調剤報酬明細書 令和05年12月分 3

公害調剤報酬明細書 令和05年12月分 3

公害調剤報酬明細書 令和05年12月分 3

令和5年12月分 公害調剤報酬請求書(薬局用) 様式第三号

区 分	件 数	金 額
請 求 額	4	54070
決 定 額		

上記のとおり請求する。

請求書を一番上にしてください。

**その下に、レセプトを
認定番号順に
並べてください。**

(注) 科目の欄には記入しないこと。
医療機関コードも必ず記入すること。

名古屋申提出用

<初めて公害調剤報酬をご請求される医療機関の皆さまへ>

初めて公害調剤報酬を請求されるときは、振込先（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名義人）を記載した口座振替申込書の届けが必要になります。必要な書類をお送りしますので、**必ず公害保健課**（電話：052-972-2689）までご連絡ください。

酬明細書に関する記入例を参考にしてください。（資料2及び資料3）

⇒6 頁及び 7 頁参照

7 医療費（調剤報酬）の審査及び決定

公害調剤報酬の請求に係るレセプトについては、資格審査等の事務点検の後、「名古屋市公害診療報酬審査委員」による審査を行ったうえで報酬額を決定します。請求金額と支払金額との間に増減があった場合は、その理由・金額を記入した増減通知書を送付します。

医療費の支払は、口座振替申込書により事前に登録していただいた口座への振込により

行います。振込予定日は、請求月の翌月7日（1・3・5月は13日、予定日が金融機関の休業日と重なるときは直後の金融機関営業日）です。

また、公害レセプトに記載不備がある場合又は診療内容等に疑義がある場合には、その理由等を付記した付箋を貼付し、返戻させていただきますので、必要な修正、説明等の補記を行い、再提出してください。

なお、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公健法の規定に基づき、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出等を求め、又は施設に立ち入り、診療担当者等に説明を求める場合がありますので、ご承知おきください。

資料 1

公害健康被害の補償等に関する法律の療養の給付と健康保険法等の療養の給付等を同時に受けている場合の取扱いについて（疑義回答）—抜粋—

（平成9年12月25日付環保企第582号 環境庁企画調整局環境保健部保健企画課保健業務室長通知より）

（問） 同一の医師からの公健法等同時受給の場合の処方料又は処方せん料は、同時に算定できるか。

（答） 同時には算定できない。処方料又は処方せん料は主たる疾病の処方料又は処方せん料としてどちらか一方でのみで算定する。

（問） 公健法により支給される薬剤と健保法等により支給される薬剤が同時に処方されている場合、病院又は診療所における薬剤管理指導料又は調剤技術基本料は、同時に算定できるか。

（答） 同時には算定できない。薬剤管理指導料又は調剤技術基本料は、主たる疾病の薬剤管理指導料又は調剤技術基本料としてどちらか一方でのみ算定する。

（問） 同一の医師から公健法により支給される薬剤と健保法等により支給される薬剤が同時に処方されている場合、病院又は診療所における調剤料は、同時に算定できるか。

（答） 同時には算定できない。調剤料は、主たる疾病の調剤料としてどちらか一方でのみ算定する。

（問） 薬局において、公健法に係る薬剤の処方せんと健保法等に係る薬剤の処方せんを同時に受け付け、受付1回と数える場合（同一の処方せんに公健法に係る薬剤と健保法等に係る薬剤が記載されている場合を含む。以下「公健法等同時受付の場合」という。）の調剤基本料は、同時に算定できるか。

（答） 同時には算定できない。調剤基本料は、主たる疾病に係るものとしてどちらか一方でのみ算定する。

（問） 薬局において、公健法等同時受付の場合の調剤基本料の算定に係る主たる疾病の判断はどのようにしたらよいか。

（答） 各々の有効成分を有する薬剤の銘柄数（以下「銘柄数」という。）により主病を判断することで差し支えない。なお、銘柄数が同数である場合、調剤基本料は、公健法に係る調剤基本料として算定する。

(問) 薬局において、公健法等同時受付の場合の調剤料の算定方法はどのようにしたらよいか。

(答) 薬局における調剤料は1回の処方せん受付について剤ごとに算定されるが、1剤の中に公健法の給付対象の薬剤と給付対象外の薬剤が含まれる場合は、主たる疾病に係るものとしてどちらか一方でのみ算定する。なお、剤ごとの主たる疾病の判断は、各々の有効成分を有する薬剤の銘柄数により主病を判断することで差し支えない。

(問) 薬局における調剤料は1回の処方せん受付について内服薬の場合3剤までしか算定できないとされているが、公健法等同時受付の場合、それぞれ3剤まで算定できるか。

(答) 算定できない。合わせて3剤までである。

(問) 薬局において、公健法等同時受付の場合、薬剤服用歴管理指導料、服薬情報提供料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料を同時に算定できるか。

(答) 同時には算定できない。薬剤服用歴管理指導料は処方せんの受付1回につき算定するものであるため、主たる疾病の薬剤服用歴管理指導料としていずれか一方でのみ算定する。服薬情報提供料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料についても主たる疾病の側でしか算定できない。なお、剤ごとの主たる疾病の判断は、各々の有効成分を有する薬剤の銘柄数により主病を判断することで差し支えない。

(問) 薬局において、公健法等同時受付の場合、薬剤情報提供加算はどのように算定すべきか。

(答) 薬剤情報提供加算は処方内容の変更があった場合その都度算定できるが、公健法に係る薬剤と健保法等に係る薬剤の両方の処方内容の変更にあつては、主たる疾病の側で算定し、公健法に係る薬剤の処方内容の変更のみの場合には、公健法の算定の対象となる。なお、剤ごとの主たる疾病の判断は、各々の有効成分を有する薬剤の銘柄数により主病を判断することで差し支えないものとするが、「銘柄数」を「処方内容の変更のあった銘柄数」と読み替えるものとする。

資料2

令和 5 年 10 月分 公害調剤報酬請求書 (薬局用)

様式
第三号

区 分	件 数	金 額
請 求 額	4	54,070
* 決 定 額		

上記のとおり請求する。

医療機関コード(7桁)を記入してください。
※愛知県外の薬局は名古屋市から割り当てられた公害医療機関コード(8桁)を記入してください。

令和 5 年 11 月 1 日

医療機関コード

4 0 6 0 9 9 9 9

公害医療機関 { 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目2番2号
名称 三の丸調剤薬局

開設者の氏名又は名称 公保薬局株式会社 代表取締役
公保 環夫

(あて先)
名古屋市長

2枚綴りのうち「名古屋市提出用」のみを提出し、「薬局控」は薬局で保管してください。

(注) ※印の欄には記入しないこと。
医療機関コードも必ず記入すること。

(名古屋市提出用)

